

## 農地法第5条届出の必要書類

必要書類	提出部数
届出書	2
申請地の土地登記事項証明（全部事項証明書に限る）	正本1
所有者住所が土地登記事項証明の住所と一致しない場合 住民票（前住所の表示があるもの）又は戸籍抄本	1
申請地の位置図（1/10,000程度）	1
申請地及び付近の地番を表示する図面（地籍図） 法務局の証明がないものは、取得日、取得方法を記入し、取得者の記名押印	1
誓約書（自書又は記名押印）	1
報告書（届出人又は代理人の記名）	1
申請地の相続権者が未登記の場合 遺産分割協議書の写し・戸籍謄本・印鑑登録証明書・住民票	1
申請地を一時的に転用し再び農地として使用する場合 一時転用計画書及び契約書の写し	1
一筆の一部を転用する場合 地積測量図	1
代理人が申請する場合 委任状	1

- （注意事項） 1 添付書類は申請日より3か月以内のものに限ります。  
2 上記以外に書類が追加される場合等がありますので事前にご相談ください  
3 申請時に本人確認を行いますので、裏面をご覧ください。

## ○農地法関係書類の押印欄の廃止に伴う本人確認の実施について

大阪狭山市農業委員会では、農地法に基づく申請書等の押印を廃止しています。

申請書類は、自署または記名いただくことで申請が可能です。

なお、手続きの際にはご本人の意思確認が必要となるため、以下のとおり本人確認を実施します。

### 1 本人確認の方法について

申請の際に、来庁される方の有効な本人確認書類をお持ちください。

窓口に来られない申請人がいる場合はその者の本人確認の写しをご提出ください。

#### 1点のみの提示で良いもの

- ・官公庁が発行した、顔写真付き身分証明書  
運転免許証・マイナンバーカード・パスポート、障がい者手帳など

#### 2点以上の提示が必要なもの

- ・官公庁が発行した、本人の氏名及び住所が記載されたもの  
資格確認書、年金手帳など

#### 法人の場合

- ・法人の所在地が記載された、社員証または法人の従業員であることがわかるもの
- ・行政書士事務所等  
会員証や事務所の補助者または職員である旨の身分証明書

#### 代理人の場合

- ・委任状、代理人の本人確認証及び申請者全員の本人確認証の写しを添付してください。
- ・委任状は、自書又は記名押印された書類での提出をお願いします。

### 2 押印を廃止した手続き

申請書に押印がされていても手続きに支障は生じません。

- ・農地法第3条の規定による許可・届出
- ・農地法第4条の規定による許可・届出
- ・農地法第5条の規定による許可・届出
- ・事業計画変更承認許可申請書(4条・5条)
- ・農地法第18条の規定に基づく許可申請書
- ・農地法第18条第6項の規定に基づく届出書
- ・その他農地法に基づく申請

### 3 注意事項

- ・押印が省略された申請書に補正事項等があった場合は、原則、書類の差し替えによる対応となります。
- ・許可書等の窓口交付時は、受領印が必要となります。